

- 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一條第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を次のように指定し、平成十年四月一日から適用し、大蔵大臣が指定する対外直接投資を定める件（昭和五十五年十一月大蔵省告示第二百十八号）及び大蔵大臣が指定する金銭の貸借契約を定める件（平成二年八月大蔵省告示第二百三十三号）は、平成十年三月三十一日限り、廃止する。

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（口を除き、当該居住者が当該非居住者から受け入れるもの）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ヲに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。イ イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号。口において「イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件」という。）別表のII. に掲げるもののをいう。）（以下「イラク前政権の機関等」という。）

ロ イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの（イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件別表のI. 及びIII. に掲げるものをいう。）（以下「イラク前政権の高官又はその関係者等」という。）

ハ ユーゴースラヴィア連邦共和国のセルビア共和国に住所又は居所を有する自然人であつて、ミロシェヴィッチ前ユーゴースラヴィア連邦共和国大統領及び同氏の関係者として外務大臣が定める者（歐州連合が、ユーゴースラヴィア連邦共和国に対する制裁に関連して、在外資金の凍結措置を維持する対象として、ミロシェヴィッチ前ユーゴースラヴィア連邦共和国大統領及び同氏の関係者を定めた件（平成十二年十二月外務省告示第五百十九号）で定める者をいう。）

二 タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）（以下「タリバーン関係者等」という。）

ホ テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部

アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）（以下「テロリスト等」という。）

ヘ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年十一月外務省告示第千百一号）で定めるものをいう。）（以下「コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等」という。）

ト スーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスークダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年六月外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）（以下「スークダンにおけるダルフール和平阻害関与者等」という。）

チ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）及び北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第一百十八号）で定めるものをいう。）（以下「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等」という。）

リ イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）（以下「イランの核活動等に関与する者」という。）

ヌ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソ

マリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）で定めるものという。）（以下「ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等」という。）

ル リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号。）ヲにおいて「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。）別表のⅡに掲げるものをいう。）（以下「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者」という。）

ヲ リビア前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件別表のⅠに掲げるものをいう。）（以下「リビア前政権の機関等」という。）

ワ シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）（以下「シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等」という。）

カ クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）（以下「クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者」という。）

ヨ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年二月外務省告示第七十九号。以下「令和四年第七十九号告示」という。）で定めるものをいう。）（以下「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」という。）のうち、令和四年第七十九号告示（別表1）及び（別表3）に掲げる団体
タ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表2）に掲げる個人

レ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第九十一号。以下「令和四年第九十一号告示」という。）で定めるものをいう。）（以下「資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体」という。）のうち、令和四年第九十一号告示（別表1）に掲げる個人

ソ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表2）及び（別表3）に掲げる団体

ツ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第一百八十二号）で定めるものをいう。）

（以下「中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等」という。）
ネ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（平成二十六年十一月外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）（以下「イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等」という。）

ナ 南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年九月外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）（以下「南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等」という。）

ラ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年三月外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）（以下「マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等」という。）

二 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（口を除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ルに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

イ イラク前政権の機関等
ロ イラク前政権の高官又はその関係者等

- ハ タリバーン関係者等
ニ テロリスト等
- ホ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等
ヘ スーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等
ト 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等
チ イランの核活動等に関与する者
リ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等
ヌ リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者
ル リビア前政権の機関等
ヲ シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等
ワ クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者
力 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表1）及び（別表3）に掲げる団体
ヨ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表2）に掲げる個人
タ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表1）に掲げる個人
レ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表2）及び（別表3）に掲げる団体
ソ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等
ツ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に關与した者等
ネ 南スー丹における平和等を脅かす行為等に關与した者等
ナ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に關与した者等
三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生等に係る取引
イ タリバーン関係者等
ロ テロリスト等
ハ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等
ニ スー丹におけるダルフール和平阻害関与者等
ホ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等
ヘ イランの核活動等に関与する者
ト ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等
チ リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者
リ シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等

又 クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者と判断される者

ル 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表1）及び（別表3）に掲げる団体

ヲ 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表2）に掲げる個人

ワ 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表1）に掲げる個人

力 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表2）及び（別表3）に掲げる団体

ヨ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等

タ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等

レ 南スーザンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等

ソ マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等

四 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

イ イラク前政権の機関等
ロ イラク前政権の高官又はその関係者等

五 法第二十条第五号に規定する資本取引のうち、居住者による非居住者（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他的事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。）に対する会社（国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十九号）で定めるものをいう。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の譲渡

六 法第二十条第五号に規定する資本取引のうち、証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等を指定する件（令和四年二月外務省告示第八十号）

で定めるものをいう。以下「ロシア連邦政府等」という。）が令和四年一月二十六日以後に発行した証券の居住者による非居住者からの取得又は居住者による非居住者に対する譲渡

七 法第二十条第六号に規定する資本取引のうち、非居住者（証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百四十四号）で定めるもの）をいう。）に限る。）による本邦における証券（償還期限の定めのある証券にあっては、当該償還期限が三十日を超えるものに限る。）の発行又は募集

八 法第二十条第六号に規定する資本取引のうち、非居住者（ロシア連邦政府等に限る。）による本邦における証券の発行又は募集

九 法第二十条第二号、第五号又は第十一号に規定する資本取引のうち、居住者による対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配される法人により外国において行われる事業に係るもの

十 前各号に掲げるもののほか、法第二十条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで又は第十号から第十二号までに規定する資本取引のうち、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの